

報告第 3 号

令和 3 年度決算に基づく東員町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく東員町健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

健全化判断比率	令和 3 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－ %	14.21 %
連結実質赤字比率	－ %	19.21 %
実質公債費比率	2.7 %	25.0 %
将来負担比率	－ %	350.0 %

提案理由

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会に報告する必要がある。

報告第 4 号

令和 3 年度決算に基づく東員町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく東員町資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

比率名	令和 3 年度	経営健全化基準
水道事業会計 資金不足比率	－ %	20.0 %
下水道事業特別会計 資金不足比率	－ %	20.0 %

提案理由

資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告する必要がある。

報告第 5 号

令和 3 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会が行った事務の点検及び評価について、報告書を議会に提出する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

令和 3 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書
（別添のとおり）

提案理由

令和 3 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第 32 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

（住 所） 員弁郡東員町大字大木 2 9 5 4 番地

（氏 名） 中村 鈴子

（生年月日） 昭和 29 年 10 月 4 日

提案理由

本地区に置かれている人権擁護委員の中村鈴子氏は、令和 4 年 12 月 31 日任期満了につき、後任を法務大臣に推薦するについては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

議案第 33 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

（住 所） 員弁郡東員町笹尾西 1 丁目 10 番 9

（氏 名） 近藤 貴子

（生年月日） 昭和 43 年 11 月 4 日

提案理由

本地区に置かれている人権擁護委員の伊藤修氏は、令和 4 年 12 月 31 日任期満了につき、後任を法務大臣に推薦するについては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

議案第 34 号

教育委員会の委員の任命について

本町教育委員会の委員に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

（住 所） 員弁郡東員町笹尾東 3 丁目 19 番 9

（氏 名） 松宮 あけみ

（生年月日） 昭和 32 年 8 月 3 日生

提案理由

本町教育委員会の委員松宮あけみは、令和 4 年 9 月 30 日任期満了につき、後任を任命するについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第 35 号

教育長の任命について

本町教育長に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

（住 所） 員弁郡東員町大字中上 1 4 4 1 番地

（氏 名） 日置 幸嗣

（生年月日） 昭和 34 年 5 月 9 日

提案理由

本町教育長岡野譲治は、令和 4 年 10 月 5 日任期満了につき、後任を任命するについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第 36 号

財産の取得について

令和 4 年 8 月 19 日一般競争入札に付した、ワイヤレスマイクシステムを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 取得する財産の名称 | ワイヤレスマイクシステム |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得価格 | 金 円 |
| 4 | 契約の相手方 | |

提案理由

ワイヤレスマイクシステムを取得するについては、地方自治法第 96 条第 1 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 37 号

財産の取得について

令和 4 年 8 月 19 日一般競争入札に付した、東員町保育支援システム用機器を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

- | | | |
|---|-------------|------------------|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 東員町保育支援システム用機器購入 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 金 , , 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | |

提案理由

東員町保育支援システム用機器を取得するについては、地方自治法第 9 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 38 号

財産の取得について

令和 4 年 8 月 19 日一般競争入札に付した、移動式バスケットゴールを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

- | | | |
|---|--------|------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 移動式バスケットゴール購入 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 三重県〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 |

提案理由

移動式バスケットゴールを取得するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 39 号

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東員町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東員町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（」の次に「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から 6 月を経過する日、」を加え、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、

同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」

に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第 2 条の 4 に次の 1 号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第 2 条の 5 を削る。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同条第 8 号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第 7 号とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。

第 10 条第 6 号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 1 0 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 40 号

東員町墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

東員町墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

東員町墓地公園の設置及び管理に関する条例（昭和 62 年東員町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「使用できる者は」の次に「、次条で規定する使用の許可を受けようとするときにおいて」を加える。

第 6 条中「(以下「使用者」という。)」を削る。

第 7 条第 2 項中「使用者が」を「前条で規定する使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が」に改める。

第 11 条を次のように改める。

（使用料等の還付）

第 11 条 使用者が第 15 条の規定により使用場所を返還したとき、又は町長が特別の事由があると認めたときは、既納の使用料及び管理料の全部又は一部を還付することができる。

第 14 条中「前条」を「第 10 条」に、「届出なければならない」を「届

出をすることができる」に改める。

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とする。

第 16 条に次の 1 号を加える。

(3) 使用者が死亡し、10 年を経過しても第 13 条の規定による使用権の承継がなされないとき。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(使用場所の返還)

第 15 条 使用者は、使用場所が不用になったときは、速やかにその場所を原状に復し、返還しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東員町墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 4 1 号

令和 3 年度東員町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度東員町水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

	未処分利益剰余金
当年度末残高	34,126,648 円
議会の議決による処分額	△ 34,000,000 円
減債積立金の積立	△ 17,000,000 円
建設改良積立金の積立	△ 17,000,000 円
処分後残高	(繰越利益剰余金) 126,648 円

提案理由

東員町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 4 2 号

令和 4 年度 東員町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度東員町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 , 3 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 6 8 8 , 5 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
16. 国庫支出金	
	1. 国庫負担金
	2. 国庫補助金
17. 県支出金	
	2. 県補助金
21. 繰越金	
	1. 繰越金
22. 諸収入	
	3. 雑入
23. 町債	
	1. 町債
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
1, 163, 818	23, 638	1, 187, 456
720, 689	19, 541	740, 230
438, 640	4, 097	442, 737
625, 808	15, 030	640, 838
229, 121	15, 030	244, 151
114, 503	2, 997	117, 500
114, 503	2, 997	117, 500
208, 637	1, 338	209, 975
198, 565	1, 338	199, 903
1, 287, 100	9, 300	1, 296, 400
1, 287, 100	9, 300	1, 296, 400
9, 636, 292	52, 303	9, 688, 595

歲 出

款	項
4. 衛生費	
	1. 保健衛生費
6. 農林水産業費	
	1. 農業費
9. 消防費	
	1. 消防費
歲出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
1, 108, 758	23, 862	1, 132, 620
714, 297	23, 862	738, 159
189, 095	14, 806	203, 901
183, 972	14, 806	198, 778
732, 949	13, 635	746, 584
732, 949	13, 635	746, 584
9, 636, 292	52, 303	9, 688, 595

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
東員町各種検診等業務委託料	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	1 0 9, 4 1 0 千円に消費税及 び地方消費税額を加算した額

提案理由

令和４年度本町一般会計既定予算を補正するについては、地方自治法第２１８条第１項及び同法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
16. 国庫支出金	1, 163, 818	23, 638	1, 187, 456
17. 県支出金	625, 808	15, 030	640, 838
21. 繰越金	114, 503	2, 997	117, 500
22. 諸収入	208, 637	1, 338	209, 975
23. 町債	1, 287, 100	9, 300	1, 296, 400
歳入合計	9, 636, 292	52, 303	9, 688, 595

歳 出

款	既定額	補正額	計
4. 衛生費	1, 108, 758	23, 862	1, 132, 620
6. 農林水産業費	189, 095	14, 806	203, 901
9. 消防費	732, 949	13, 635	746, 584
歳出合計	9, 636, 292	52, 303	9, 688, 595

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
23,862		1,338	△1,338
14,806			
	9,300		4,335
38,668	9,300	1,338	2,997

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	既定額	補正額	計
2. 衛生費国庫負担金	34,115	19,541	53,656
計	720,689	19,541	740,230

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

3. 衛生費国庫補助金	52,792	4,097	56,889
計	438,640	4,097	442,737

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

3. 衛生費県補助金	1,864	224	2,088
4. 農林水産業費県補助金	59,390	14,806	74,196
計	229,121	15,030	244,151

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	114,503	2,997	117,500
計	114,503	2,997	117,500

一般会計
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 保健衛生費負担金	19,541	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 19,541

1. 保健衛生費補助金	4,097	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 4,097

1. 保健衛生費補助金	224	新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金 224
1. 農業費補助金	14,806	国産小麦産地生産性向上事業補助金 14,806

1. 繰越金	2,997	前年度繰越金 2,997

(款) 22. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	既定額	補正額	計
1. 雑入	198,565	1,338	199,903
計	198,565	1,338	199,903

(款) 23. 町債

(項) 1. 町債

7. 消防債	319,400	9,300	328,700
計	1,287,100	9,300	1,296,400

一般会計
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	1,338	後期高齢者医療広域連合交付金 1,338

1. 消防債	9,300	緊急防災・減災事業債 9,300

3. 歳出

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	117,861	0	117,861			1,338 (諸) 1,338	△1,338
2. 予防費	195,929	23,862	219,791	23,862 (国) 23,638 (県) 224			
計	714,297	23,862	738,159	23,862		1,338	△1,338

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	74,907	14,806	89,713	14,806 (県) 14,806			
計	183,972	14,806	198,778	14,806			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

3. 消防施設費	321,983	13,635	335,618		9,300 (地) 9,300		4,335
計	732,949	13,635	746,584		9,300		4,335

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
			財源充当の変更
11. 役務費	2,978	通信運搬費 818 手数料 2,160	◎新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 23,862 通知郵送代 818 審査支払手数料 2,160 予防接種等委託料 20,290 電算委託料 370 新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金 224
12. 委託料	20,660	委託料 20,660	
18. 負担金補助及び交付金	224	補助金 224	

18. 負担金補助及び交付金	14,806	補助金 14,806	◎農業振興対策事業 14,806 国産小麦産地生産性向上事業補助金 14,806

10. 需用費	4,285	修繕料 4,285	◎消防施設経費 13,635 施設・設備修繕料 4,285 施設工事費 9,350
14. 工事請負費	9,350	工事請負費 9,350	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支出金	地方債	その他	
	千円		千円	千円	千円	千円	千円
東員町各種検診等業務委託料	109,410に消費税及び 地方消費税額を加算 した額	令和4年度 から 令和7年度 まで	120,351	2,307	0	0	118,044

議案第 4 3 号

令和 4 年度 東員町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度東員町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
東員町各種検診等業務委託料	令和4年度から 令和7年度まで	29,880千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額

提案理由

令和４年度本町国民健康保険特別会計既定予算を補正するについては、地方自治法第２１８条第１項及び同法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支出金	地方債	その他	
	千円		千円	千円	千円	千円	千円
東員町各種検診等業務委託料	29,880に消費税及び 地方消費税額を加算 した額	令和4年度 から 令和7年度 まで	32,868	21,912	0	0	10,956

議案第 4 4 号

令和 4 年度 東員町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度東員町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,872 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,823,372 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
8. 繰越金	
	1. 繰越金
9. 諸収入	
	3. 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
10	4, 144	4, 154
10	4, 144	4, 154
40	1, 728	1, 768
20	1, 728	1, 748
1, 817, 500	5, 872	1, 823, 372

歳 出

款	項
6. 諸支出金	
	1. 償還金及び加算金
歳出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
550	5,872	6,422
348	5,872	6,220
1,817,500	5,872	1,823,372

提案理由

令和４年度本町介護保険特別会計既定予算を補正するについては、地方自治法第２１８条第１項及び同法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
8. 繰越金	10	4,144	4,154
9. 諸収入	40	1,728	1,768
歳入合計	1,817,500	5,872	1,823,372

歳 出

款	既定額	補正額	計
6. 諸支出金	550	5, 872	6, 422
歳出合計	1, 817, 500	5, 872	1, 823, 372

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			5,872
			5,872

2. 歳入

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	既定額	補正額	計
1. 繰越金	10	4, 144	4, 154
計	10	4, 144	4, 154

(款) 9. 諸収入

(項) 3. 雑入

2. 雑入	10	1, 728	1, 738
計	20	1, 728	1, 748

介護保険特別会計
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	4,144	繰越金 4,144

1. 雑入	1,728	認定審査会共同設置負担精算金 1,728

3. 歳出

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び加算金

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 償還金	20	5,872	5,892				5,872
計	348	5,872	6,220				5,872

介護保険特別会計

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
22. 償還金利子 及び割引料	5,872	償還金利子及び割引料 5,872	◎国庫負担金等返還金 5,872 支払基金交付金返還金 5,872